

検討委員会における協議事項と整理すべき課題について

仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会における協議事項と今後整理すべき課題については、以下のよう
に整理することができます。

1. 新本庁舎の基本整備方針について

【現在の状況と今後の方向性】

第1回検討委員会において、仙台市役所本庁舎建替基本構想のコンセプトをお示しし、その内容を踏まえ、
整備内容の検討を行ってきたところです。今後、より詳細な整備内容を検討するに当たり、新本庁舎の基本
整備方針を整理する必要があります。

【整理すべき課題】（資料2に詳細）

「仙台市役所本庁舎建替基本構想」において設定した「新本庁舎のコンセプト」や「新本庁舎の機能と基本
的な性能等」、仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会及び庁内検討の内容、新本庁舎の共通理念等を踏
まえ、新本庁舎の基本整備方針を整理する必要があります。

2. 新本庁舎の敷地の利用に関すること

【現在の状況と今後の方向性】

新本庁舎の敷地の利用に関することについては、第2回及び第4回検討委員会において、以下の事項の検
討を行いました。これらの議論の経過や庁内における考え方等を踏まえ、新本庁舎の敷地利用の方向性その
他駐車場・駐輪場計画、外構計画等の考え方を集約する必要があります。

＜第2回・第4回検討委員会における検討事項＞

【第2回検討委員会】

- 敷地内広場の現状の課題及び今後の使い方の検討
- 整形空地の確保の必要性
- 外部空間の動線計画検討に当たっての留意点
 - ・周辺への通り抜けやバス停等への通過交通の配慮
 - ・地下鉄勾当台公園駅との接続や一番町商店街からの歩行者動線確保によるアクセス性の向上
 - ・庁舎間連絡通路の取扱い
 - ・観光バス等の乗り入れや車寄せの配置の工夫による歩車分離
- 駐車場・駐輪場の台数の検討・有料化検討
- 新本庁舎敷地内緑化の必要性

【第4回検討委員会】

- 歴史的文脈を踏まえた勾当台エリアのあり方
- 都心における歩行者の回遊性
- 新本庁舎敷地において想定されるイベントの考え方

【整理すべき事項】（資料3に詳細）

これまでの検討委員会における議論や庁内における考え方等を踏まえ、仙台市役所本庁舎建替基本計画に
反映すべき新本庁舎敷地内広場整備方針の整理、その他駐車場・駐輪場計画、外構計画等の考え方を集約す
る必要があります。

3. 新本庁舎の棟数、配置、高さ、形状及び設備に関すること

【新本庁舎の棟数、配置、高さ、形状について】

【現在の状況と今後の方向性】

第2回検討委員会及び第3回検討委員会において、多様な整備パターンの検討を行い、新本庁舎のコンセ
プトや機能に基づく評価や棟数・配置によるメリット・デメリットを整理し、1棟整備パターンを前提とし
て検討を行うこととしました。また、第4回検討委員会において、以下のような整備パターン決定までの考
え方を示したところであり、今後、このプロセスに沿って、整備パターンの検討を進めます。

＜整備パターン決定までの考え方＞

手順	検討内容
第4回 検討委員会 【手順1】	本庁舎建替基本構想に記載されたコンセプトについてキーワードを抽出し、キーワードから 新本庁舎の整備で配置を検討する上で影響を考慮すべき項目をリスト化します。 (例：コンセプトには「市民に親しまれ、まちの賑わいに貢献する」と記載されていますが、 具体的に新本庁舎で実現する場合は「敷地内の広場について検討」と読み替えられるように 整理する。)
第5回 検討委員会 【手順2】	リスト化された項目を順次検討し、新本庁舎の整備に盛り込む「定量的表現」・「指標のある 表現」に整理します。 (例：「敷地内の広場について検討」を進めますが、新本庁舎の設計条件として整理し「広場 の大きさを〇〇㎡以上整備すること」など、明確に判断できる表現に整理する。)
第6回 検討委員会 【手順3】	「定量的表現」・「指標のある表現」について本庁舎建替基本計画検討委員会等の議論を経て 整備パターンを絞り、7月に開催する最終回の検討委員会までにひとつの整備パターン案に 絞ります。 (例：「広場の大きさを〇〇㎡以上整備すること」との条件に対し整備パターンの■案は合 致せず、コンセプトを実現できないと判断されれば整備パターンから除外する。)

【整理すべき課題】（①については第6回検討委員会にて整理、②については資料8に詳細）

- ① 今後実施する仙台市役所執務環境調査等業務委託における調査に基づく執務室等の必要面積算定結果、
低層部に整備する市民利用・情報発信機能の検討を踏まえ、新本庁舎の規模を精査する必要があります。
- ② 新本庁舎の目指すべき方向性、新本庁舎の敷地の利用に関すること、内部の各用途（特に市民利用機能・
情報発信機能）に関すること等の整理を踏まえ、総合的に整備パターンを決定する必要があります。

【新本庁舎の設備について】

【現在の状況と今後の方向性】

新本庁舎の設備に関することについては、第2回及び第4回検討委員会を中心に、「ZEBready」も視野に
環境配慮技術の導入の考え方や防災機能に関する考え方を整理したところです。これらの議論の経過や庁内
における考え方、その他新本庁舎整備に当たって導入する設備等を整理し、新本庁舎の設備の考え方を集約
する必要があります。

【整理すべき課題】（資料4に詳細）

これまでの検討委員会における議論や庁内における考え方等を踏まえ、仙台市役所本庁舎建替基本計画に
反映すべき新本庁舎の設備の考え方を集約する必要があります。

4. 新本庁舎の内部の各用途に関すること

〔新本庁舎の各機能の配置について〕

【現在の状況と今後の方向性】

第4回検討委員会において示した行政機能・議会機能・市民利用機能に関する機能別の棟内配置の考え方を基に新本庁舎の各機能の棟内配置の考え方を集約する必要があります。

【整理すべき課題】（資料5に詳細）

新本庁舎の各機能の配置について、これまでの検討委員会における議論や新たな本庁舎・議会棟の整備調査特別委員会からのご意見等を踏まえ、今後、基本計画に反映すべき内容を集約する必要があります。

〔市民利用・情報発信機能について〕

【現在の状況と今後の方向性】

低層部の市民利用・情報発信機能については、第2回及び第4回検討委員会において、新本庁舎に導入する諸室等の検討を行い、以下のように新本庁舎に整備するものと、需要や周辺公共施設との役割分担を踏まえ必要性を精査するものに分類しました。

今後、新本庁舎に整備するものについては、その事業可能性を調査し、整備の妥当性を検証するとともに、需要や周辺公共施設との役割分担を踏まえ必要性を精査するものについては、本市の政策上の重要度等も勘案しながら、整備の要否を判断する必要があります。

＜市民利用・情報発信機能＞

〔新本庁舎に整備する場〕

- 飲食・物販
- イベント・ギャラリー
- 周辺への通り抜け空間
- 市民と職員の協働
- 市民が滞在できる
- 情報発信（観光情報、周辺のイベント情報、東日本大震災関連情報、男女共同参画等）

〔需要や周辺公共施設との役割分担を踏まえ必要性を精査する場〕

- NPO活動
- 東北の魅力の情報発信
- 障害者の製品販売等
- 地元企業の製品、サービス等の情報発信
- 事業所内保育所・託児所
- 観光交流（姉妹都市等紹介）
- 外国人支援

【整理すべき課題】（資料5に詳細、②については第6回、第7回検討委員会にて整理）

- ① 新本庁舎に整備する市民利用・情報発信機能を整理する必要があります。
- ② ①の内容を踏まえ、市民利用・情報発信機能に必要な面積を精査するとともに、新本庁舎低層部等の事業可能性調査の結果や本市の政策上の重要度等を勘案し、新本庁舎低層部等における民間活力の導入（PPP（公民連携事業）など）の考え方を整理する必要があります。

5. その他基本計画に係る必要な事項に関すること

【現在の状況と今後の方向性】

上記1から4において協議する項目以外で基本計画に反映すべき事項は以下のとおりです。

なお、協議項目によって、新本庁舎の整備内容により決定されるもの、庁内における検討や各種調査結果等を基に決定されるもの、原則として庁内で方向性を決定する項目などに分類できます。

＜その他基本計画に係る必要な事項と今後の方向性＞

〔新本庁舎の整備内容により決定される項目〕

これまでの新本庁舎の整備内容に関する議論等を踏まえ、以下の項目について内容を精査します。

- ① 整備費用の概算
- ② 工事工程の概略スケジュール

〔庁内における検討や事業可能性調査の結果等を基に決定される項目〕

以下の項目は、庁内における検討や事業可能性調査の結果等を踏まえ、その方向性を本委員会にて協議し、最終決定します。

- ③ 市民利用機能・情報発信機能の運営

〔原則として庁内で方向性を決定する項目〕

以下の項目は、庁内における検討等を踏まえ、本委員会に協議し、その方向性を決定します。

- ④ 新本庁舎全体の事業手法
- ⑤ 行政議会機能の管理・運営方法

以下の項目は、新本庁舎整備と直接的に関連するものではなく、原則として庁内で方向性を決定することとなりますが、本委員会で頂戴したご意見を庁内検討の際の参考として活用します。

- ⑥ 新本庁舎完成後の分庁舎・仮庁舎の取扱い

〔その他〕

これまでの検討委員会における議論等の内容を踏まえ、整備において留意すべき事項を整理します。

- ⑦ 周辺への影響を考慮した庁舎整備

【整理すべき課題】（資料6に詳細）

以下の内容を踏まえ、仙台市役所本庁舎建替基本計画に反映すべき各種事項に関する考え方を集約する必要があります。

- ・ 整備パターンの検討と合わせて整備費用の概算、工事工程の概略スケジュールを整理
- ・ 庁内における検討等を踏まえ、新本庁舎の事業手法、行政議会機能の管理・運営方法について整理
- ・ 庁内における検討や事業可能性調査の結果等を踏まえ、市民利用機能・情報発信機能の運営方法を整理
- ・ 新本庁舎完成後の分庁舎・仮庁舎の取扱いに対する参考意見